

重要経済安保情報保護活用法の施行に向けた検討

令和 6 年 6 月 27 日
内閣府

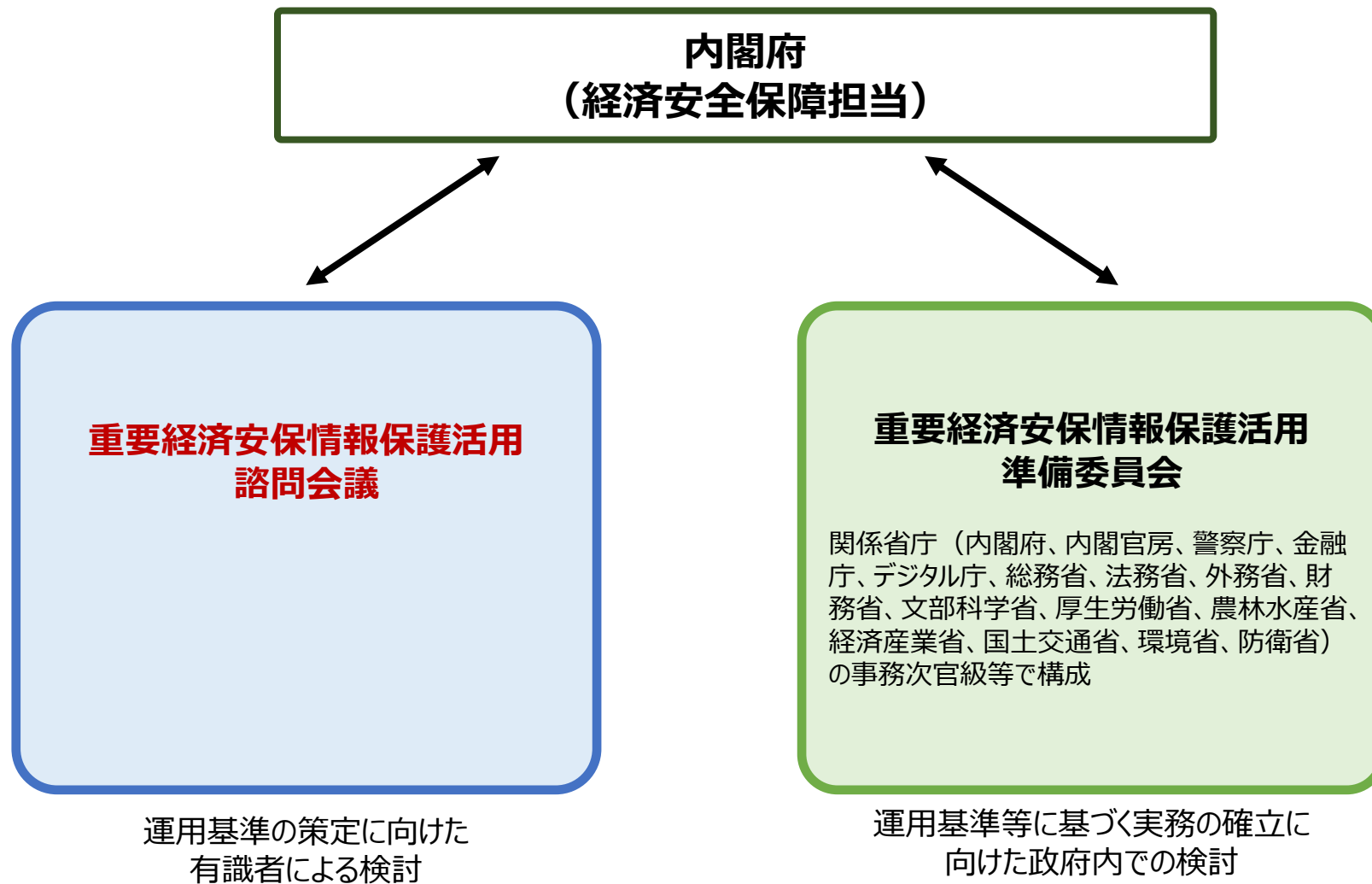
5月に公布された重要経済安保情報保護活用法は、我が国の経済安全保障分野における情報保全の強化のみならず、民間事業者の国際的なビジネスの機会の確保・拡充のため、非常に重要な法律です。

本会議は、法18条により、運用基準の策定や運用状況に関し、優れた識見を有する委員の方々の御意見をお聴きすることを目的として開催するものです。

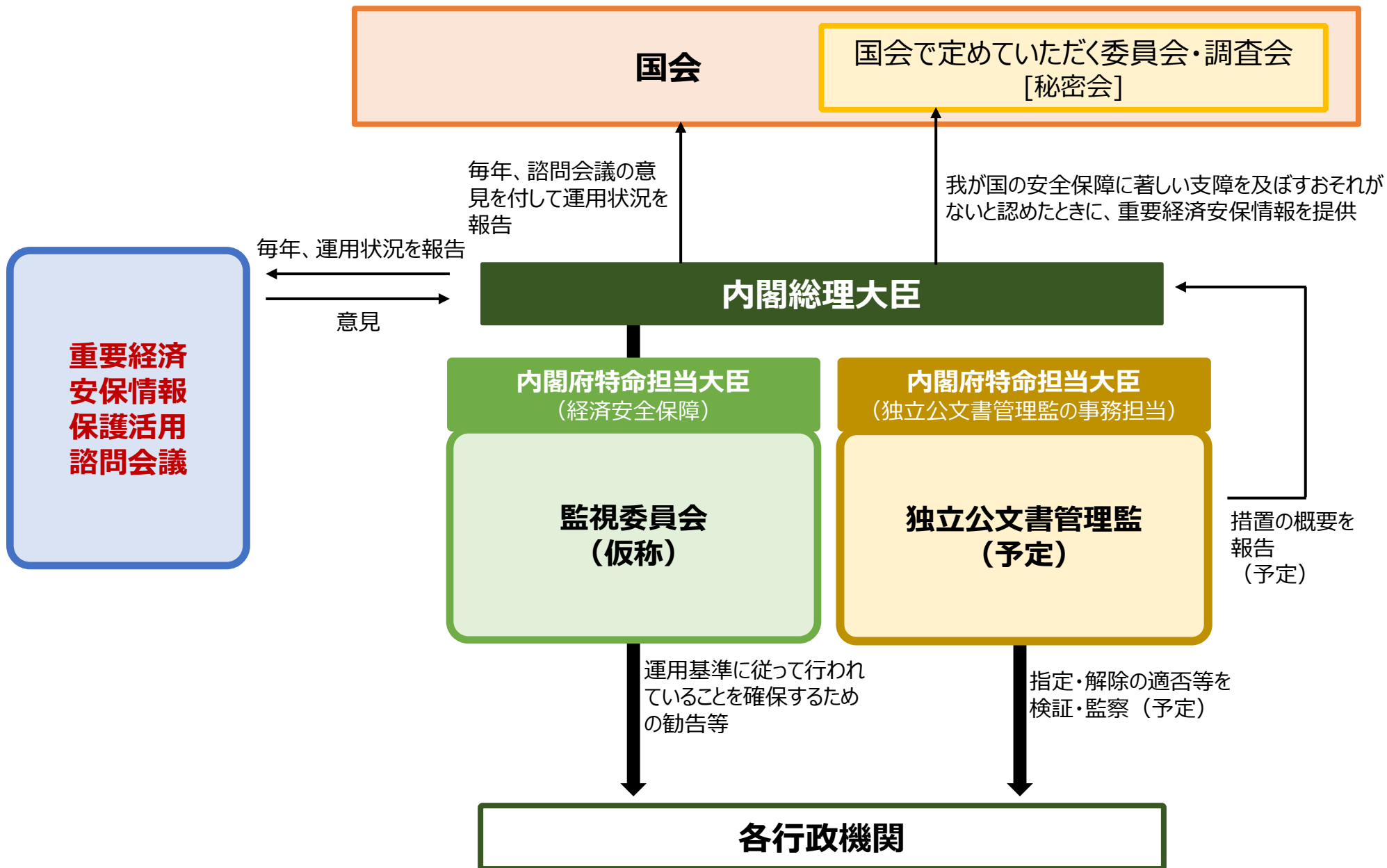
この運用基準は、本法を運用していくにあたっての重要な事項を定めていくものであり、周知期間や関係省庁及び関係する事業者の方々の準備期間を確保する観点から、政府としましては、できるだけ速やかに、年内をめどに策定することを目指していきたいと考えています。

委員の皆様におかれましては、既存の特定秘密保護制度等とシームレスに運用することを念頭に、運用基準の策定に向け、情報の指定・解除、適性評価の実施、適合事業者の認定に関し、是非精力的な議論をお願いします。

また、制度を所管する高市大臣におかれては、この運用基準の策定とあわせて、関係省庁とよく連携し、本法の適正かつ円滑な運用の確保に向け、必要な体制の整備などの準備を引き続き進めてください。



重要経済安保情報保護活用法の適正な運用を確保するための仕組み（イメージ）



重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の概要

- 第1章 総則 【目的（保護及び活用）、定義（重要経済基盤、重要経済基盤保護情報等）】
- 第2章 重要経済安保情報の指定等 【指定の要件・有効期間・解除、保護措置等】
- 第3章 他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供 【行政機関、外国政府、国会等への提供】
- 第4章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供 【適合基準、前提となる契約、保護措置等】
- 第5章 重要経済安保情報の取扱者の制限 【適性評価により漏らすおそれがないと認められた者等に限定】
- 第6章 適性評価
【調査（一元化）と評価、対象者、調査7項目、告知と本人同意、公務所等照会、結果通知・苦情申出等、目的外利用の禁止】
- 第7章 雑則
【運用基準、運用状況への有識者の意見聴取及び国会報告・公表、内閣総理大臣の勧告、国民の知る権利・報道/取材の自由等】
- 第8章 罰則 【業務上知り得た重要経済安保情報の漏えい、不正取得等への罰則】
- 附則 【一部を除き公布後1年以内の施行、情報指定・解除の適正確保措置、国会の関与】

(注) 下線部は、衆議院における与野党6会派提案による修正部分の概要

重要経済安保情報の指定・管理・解除

- ・ 重要経済安保情報の範囲
 - 「重要経済基盤保護情報」
 - 「秘匿の必要性」
- ・ 重要経済安保情報の保護・管理のための措置
- ・ 重要経済安保情報の指定の解除
- ・ 独立公文書管理監による検証・監察

適性評価・調査、目的外利用の禁止

- ・ 適性評価（調査を含む）の具体的な業務の在り方
- ・ 評価対象者の範囲
- ・ 個人情報への取扱い
- ・ 適性評価後の事情変更の取扱い
- ・ 苦情の申出の取扱い
- ・ 目的外利用の禁止（評価対象者の保護）を担保するための方策
- ・ クリアランス保有者であることの対外的な証明

適合事業者の認定

- ・ 適合事業者の認定の具体的な業務フロー
- ・ 適合事業者の認定基準
- ・ 適合事業者との契約に盛り込むべき事項
- ・ 適合性認定後の事情変更があった場合の取扱い

その他

- ・ 関係省庁や適合事業者に対する研修 など

施行に向けた今後の作業スケジュール（案）

2024年5月17日 重要経済安保情報保護活用法公布

6月26日 重要経済安保情報保護活用諮問会議

(以降、随時開催)

冬ごろ 重要経済安保情報保護活用諮問会議
・政令案、運用基準案

↓ (パブリックコメント)

政令、運用基準の閣議決定

公布後1年を超えない日から施行